

御質問への回答

1. 自家増殖は一律禁止となるのか。

<回答>

一律禁止となることはありません。

我が国の農産物の品種には、一般品種と登録品種がありますが、種苗法の制限の対象となるのは登録品種のみであり、一律に制限されるということではありません。

<解説>

一般品種とは、在来種、過去に品種登録されたことがない品種、品種登録が切れた品種など流通している品種の大宗を占めていますが、これらの利用は何ら制限されません。

一方、登録品種は、一般品種にない新しい特性を持つ品種で、都道府県試験場や農研機構等が年月と費用を投じて開発したものです。我が国で開発された優良な品種は我が国農業の強みであり、競争力のある新品種は、農業生産者の生産性向上や所得向上につながるため、このような新品種を登録品種として一定期間、具体的には最長 25 年間（果樹等の木本性の品種は最長 30 年間）種苗法で保護しています。

今回の検討会とりまとめでは、この登録品種の利用について、自家増殖も含めて増殖や利用には育成者権が及ぶこととすべきとしておりますが、自家増殖の禁止ではなく、その品種の利用に関して育成者権者がどのような利用条件を定めるかによって状況が変わるということです。

自家増殖も禁止されるわけではなく育成者権者の許諾を得て行うことができます。

2. 毎回許諾を義務付けるのか。

<回答>

どのような許諾を行うかは育成者権を持つ方の方針によるため、利用の都度の許諾を必要としない場合もあります。

<解説>

その品種の利用に関して育成者権者がどのような利用条件を定めるかによります。

都道府県や農研機構が開発した品種は、農業の生産性向上や品質の向上、耐病性の付与等、農業の振興をはかるために行われているものであり、その品種の生産振興につながるような利用条件が定められることが想定されることから、その都度の許諾は必要がなかったり、簡素な手続きでの許諾が行われることも考えられます。

3. 許諾がなければ自家増殖はできないのか。

<回答>

我が国の農産物の品種には一般品種と登録品種がありますが、種苗法上の育成者権が存在する登録品種のみについて、自家増殖を含めて増殖は許諾に基づくこととすべきというとりまとめが農水省の検討会で行われました。

<解説>

我が国の農産物の品種には一般品種と登録品種がありますが、種苗法の制限の対象となるのは登録品種のみです。

一般品種とは、在来種、過去に品種登録されたことがない品種、品種登録が切れた品種など流通している品種の大宗を占めていますが、これらの利用は何ら制限されません。

一方、登録品種は、一般品種にない新しい特性を持つ品種で、都道府県試験場や農研機構等が年月と費用を投じて開発したものです。我が国で開発された優良な品種は我が国農業の強みであり、競争力のある新品種は、農業生産者の生産性向上や所得向上につながるため、このような新品種を登録品種として一定期間、具体的には最長 25 年間（果樹等の木本性の品種は最長 30 年間）、種苗法で育成者権を認め、保護しています。

今回の検討会とりまとめでは、この登録品種の利用について、自家増殖も含めて、増殖や利用には育成者権が及ぶこととすべきとしておりますが、自家増殖の禁止ではなく、自家増殖は育成者権者の許諾を得て行うことができます。その品種の利用に関して育成者権者がどのような利用条件を定めるかによって状況が変わるということです。

4. 果樹の場合も一律禁止となるのか。

<回答>

一律禁止となることはありません。

我が国の農産物の品種には一般品種と登録品種がありますが、果樹を含め、一般品種には何ら種苗法の制限はかかりません。

種苗法の制限対象となる登録品種のみについて、自家増殖を含めて増殖は許諾に基づくこととすべきというとりまとめが農水省の検討会で行われました。

<解説>

果樹の登録品種についても、一律ではなくそれぞれの育成者権者が定めた利用条件に沿った利用が求められることと考えられます。

5. 接ぎ木を前提としているものや、サトウキビ、イチゴ、サツマイモなど、苗から苗を増殖しているもの、これらについて、明確に一律禁止となるのか。

<回答>

一律禁止となることはありません。

我が国の農産物の品種には、一般品種と登録品種がありますが、サトウキビ、イチゴ、サツマイモなど、苗から苗を増殖しているものを含め、一般品種には何ら種苗法の制限はかかりません。

種苗法の育成者権の下で保護される登録品種について、自家増殖を含めて増殖は許諾に基づくこととすべきというとりまとめが農水省の検討会で行われました。

<解説>

サトウキビ、イチゴ、サツマイモなど、苗から苗を増殖しているものを含めた登録品種についても、一律ではなくそれぞれの育成者権者が定めた利用条件に沿った利用が求められることと考えられます。

なお、都道府県や農研機構が開発した品種は、農業の生産性向上や品質の向上、耐病性の付与等、農業の振興を図るために行われているものであり、その品種の生産振興につながるような利用条件が定められることが想定されます。

例えば、産地の生産振興のために育成した、サトウキビやイチゴの登録品種は、農研機構や都道府県等が生産に必要な苗や親株を供給しています。特にいくつかのイチゴの登録品種では、産地ブランド化の取組や地域外への流出を防止するため、一定の条件を課した上で農業者による苗の増殖が認められています。

6. ゲノム編集が進められている作物について、ゲノム編集された種苗を、購入者は購入時に確認することができるのか？ 表示するとした場合、どのような方法で表示されるのか。

<回答>

どのような植物がゲノム編集されているかについては、農林水産省のホームページで御確認下さい。

<解説>

「農林水産分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の生物多様性影響に関する情報提供等の具体的な手続きについて（令和元年10月9日付け元消安第2743号農林水産省消費・安全局長通知）」により、ゲノム編集技術を活用した植物については、開発を行った者又は輸入した者から農林水産省に対して事前の相談及び情報提供がされた上で市場に流通することになります。

情報提供された届出内容は農林水産省のホームページで公表されることとなるため、ゲノム編集技術を活用した植物を確認した上で選択して購入することができます。

7. 約 10 億円の植物品種等海外流出防止総合対策事業と農業知的財産保護・活用支援事業予算は、具体的に何に使われるのか。

<回答>

令和2年度予算に向けて、海外への品種登録のための手続や権利侵害があった場合の侵害対策、伝統野菜等の種子生産の活動に必要な費用への支援予算を継続予算として要求しています。

加えて、海外における侵害実態の把握や侵害対策に関する情報を収集し育成者権者等に提供するための費用等への支援を、新規予算として要求しています。

<解説>

我が国で開発された優良な植物品種が海外に流出することが問題となっていることから、これら優良な新品種について海外で知的財産権（育成者権）を取得することにより海外における無断栽培を防止できるよう、海外への品種登録を支援するとともに、権利侵害があった場合には侵害対策に対する支援も行っています。そのほか、採種農家の高齢化に対応するよう伝統野菜等の種子生産の活動に対する支援なども行っています。

また、海外で品種登録を行っても、海外で侵害を監視し、把握し、対策を講じることは個々の育成者権者には困難であることから、海外における侵害実態の把握や侵害対策に関する情報を収集・提供することで、実効性ある侵害対策を一元的に実施するための支援に関する経費も要求しています。

8. 「消尽」の意味について詳しく説明してほしい。

<回答>

種苗法で登録された登録品種には、知的財産権の一つである育成者権が付与され、その品種を利用するには育成者権者から許諾を得る必要があります。

しかしながら、一旦、登録品種の種苗等が育成者権者やその許諾を得て種子や苗の増殖を行っている種苗業者等から譲渡（販売）された場合には、その後の利用（栽培することや収穫物を得て販売すること等）に当たって改めて育成者権者から許諾を得る必要はないことを種苗法上育成者権の「消尽」といいます。

<解説>

ただし、育成者権が消尽した後であっても登録品種を増殖（種子や種苗として生産すること）したり、適切な植物品種保護制度がない国に登録品種の種苗を持ち出す場合には、消尽の例外として現在の種苗法でも育成者権者から許諾を得る必要があります。

今回のとりまとめでは、農業者が登録品種を栽培して得た収穫物の一部を次期作用の種苗として用いる場合や、育成者権者が海外持ち出し（植物品種保護制度がある国を含む。）や国内栽培限定等の利用条件を付した場合に、その利用条件に反する海外持ち出し等についても育成者権者の許諾を得る必要があることが求められています。